

一般社団法人兵庫医科大学同窓会 選挙管理規定

第1章 総則

第1条 この規定は一般社団法人兵庫医科大学同窓会（以下、本法人）における選挙について必要な事項を定めるものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 本法人の理事の選挙管理・執行業務を行うために選挙管理委員会を置く。

第3条 本委員会の構成は、委員長1名および委員3名とする。

第4条 委員は、常任理事が代議員および理事以外の正会員の中から推薦し会長が委嘱する。

第5条 委員長は、委員による互選にて選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長、委員の任期は1年とする。ただし再任を防げない。

第7条 選挙管理委員会は、本法人で実施されるすべての選挙に関わる業務を行う

第8条 選挙管理委員会は、定款および各細則に定めるもののほか、選挙管理委員会の運営および各選挙実施に必要な事項を定めることができる

第9条 選挙に関わる異議申したてのあった場合には、選挙管理委員会で審議し、方針を決定することができる。

第10条 選挙に関し細則に定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が解決にあたるものとする。

第3章 理事の選出

第11条 理事10名以上30名以内は緑樹会正会員の立候補者から代議員会の議決によって選出される。

第12条 選挙管理委員会は、理事選挙の90日前までに理事選挙の告示を行う

第13条 投票は規定の用紙による無記名投票によって実施する

第14条 次の投票は無効とする

（1）規定の用紙を用いないもの

（2）その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

第15条 得票数が同数で定員を超過するときは代議員会出席者の投票によって定める

第16条 次点者は補欠となることができる

第17条 役員に欠員が生じ会務に支障をきたす場合は、理事会の決議によりこれを補充することができる

第4章 理事の立候補

第18条 理事立候補者は、緑樹会正会員で会費完納者に限る

第19条 理事立候補者は、指定の立候補届け出用紙に記入し、指定の期日までに選挙管理委員会に届け出る

第20条 選挙管理委員会は、選挙日14日前までに立候補者名簿を作成する

第21条 立候補者が定数以下のとき選挙は行わず、立候補者をもって理事候補者とする。
なお不足数は正会員中から会長が選出する。

第22条 立候補者が定数以上のとき代議員会出席者の多数決にて選出する

第5章 監事の選出

第23条 監事は、理事会が正会員の中から候補者2名を推薦する。

第24条 監事候補者は、代議員会の議決によって選出される。

(改廃)

この規定の改廃は理事会が行う。

(附則)

この細則は令和4年9月8日から施行する

令和5年3月9日 一部改正

令和7年5月1日 第5章第23条、24条追加

一般社団法人兵庫医科大学同窓会 代議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫医科大学同窓会（以下「本法人」という。）における代議員の選任に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「代議員」とは、本法人定款第10条に規定する者を指し、この規則に基づいて選任された者をいう。

(定数)

第3条 定数は、本法人定款の定める範囲内で理事会が決定する。

(代議員選挙管理委員会)

第4条 代議員選挙を実施するため代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は4名とし、正会員から理事会が選任する。
- 3 委員会に委員長1名を置き、その選出は委員の互選とする。
- 4 委員会に副委員長1名を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(代議員選挙管理委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙告示
- (2) 立候補届の受理、立候補者の公示
- (3) 選挙人名簿の整備
- (4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5) 当選の確認及び理事会ならびに会員への報告
- (6) 代議員当選者への当選証書の発行
- (7) その他選挙に必要な事項

(選任)

第5条 代議員は、正会員の中から選出されるものとする。

- 2 代議員の具体的な選出方法等については、次のとおりとする
- ①選挙人資格を有する者及び被選挙人資格を有する者は、公示の日において正会員である者とする。

- ②被選挙人資格を有する正会員は、委員会に届け出ることにより代議員に立候補することができる。
- ③正会員は、代議員候補者を自薦及び他薦により推薦することができる。推薦にあたっては、あらかじめ被推薦者の承諾を得るものとする。
- ④委員会は、定数に満たない代議員候補者を推薦することができる。推薦にあたっては、あらかじめ被推薦者の承諾を得るものとする。
- ⑤代議員候補者が定数を超える場合は、代議員選出の選挙を行う。緑樹会ホームページまたは事務局より投票用紙を取得し、選挙はすべての候補者に対する投票をもってこれを行う。投票にあたっては、代議員候補者名簿で信任する候補者について、その欄に○印を記入する。この場合、信任の得票の数が多い順に定数までを当選者とする。
- ⑥投票は無記名で1人1票とし、代理投票は認めない。
- ⑦代議員候補者が定数を超えない場合は、委員会推薦による候補者も含め無投票当選とする。

(任期)

第6条 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(予備代議員)

第7条 代議員に欠員が生じた場合は、次点者を代議員とする。

2 予備代議員の任期は、当該期代議員の任期の満了する時までとする。

(雑則)

第8条 この規則のほか、代議員選任に関し必要な事項は、理事会にて定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。